

(案)

海外における日本料理の調理技能の認定のロゴマーク利用許諾要領（平成 28 年 6 月 14 日付け 28 食産第 1298 号）

新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 趣旨 海外において日本食・食文化と日本産農林水産物・食品の魅力を適切かつ効果的に発信するため、海外の外国人日本食料理人の日本料理に関する知識及び調理技能が一定のレベルに達した者を、民間団体等が自主的に認定できるよう、農林水産省において「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 6094 号農林水産省食料産業局長通知。以下「ガイドライン」という。）を制定したところです。 本要領は、ガイドラインの第 4 に基づき、ガイドライン第 3 に定める運用・管理団体及び認定団体が、日本料理の調理技能の認定に関する普及及び認定証への使用を目的に、日本料理の調理技能の認定のロゴマーク（農林水産省が策定し商標権を有するもの。以下「マーク」という。）を使用するに際して、その適正な利用を確保するため、マークの利用許諾等に関して必要な事項を定めるものです。	第 1 趣旨 海外において日本食・食文化と日本産農林水産物・食品の魅力を適切かつ効果的に発信するため、海外の外国人日本食料理人の日本料理に関する知識及び調理技能が一定のレベルに達した者を、民間団体等が自主的に認定できるよう、農林水産省において「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 6094 号農林水産省食料産業局長通知。以下「ガイドライン」という。）を制定したところです。 本要領は、ガイドラインの第 4 に基づき、ガイドラインに定める運用・管理団体及び認定団体が、日本料理の調理技能の認定に関する普及及び認定証への使用を目的に、日本料理の調理技能の認定のロゴマーク（農林水産省が策定し商標権を有するもの。以下「マーク」という。）を使用するに際して、その適正な利用を確保するため、マークの利用許諾等に関して必要な事項を定めるものです。
第 2 マークの利用者等 1 マークは、ガイドライン第 3 に定める運用・管理団体及び認定団体のうち、本要領第 5 第 2 項の規定に基づき農林水産省輸出・国際局海外需要開拓グループ長（以下「海外需要開拓グループ長」という。）から利用の許諾を受けた者（以下「利用者」という。）において利用することができます。ただし、認定団体が利用できるマークは、第 5 において定める利用申請を行い、利用許諾証を受領した種類のマークとします。 2 マークは、ガイドラインに基づく日本料理の調理技能の認定に関する普及及び認定証への使用を目的とする場合にのみ利用することができます。 3 マークの利用料は、無料とします。	第 2 マークの利用者等 1 マークは、ガイドラインに定める運用・管理団体及び認定団体において利用することができます。ただし、認定団体が利用できるマークは、運用・管理団体から認定を受けた日本料理の調理技能の認定の種類に係るマークとします。 2 マークは、ガイドラインに基づく日本料理の調理技能の認定に関する普及及び認定証への使用を目的とする場合にのみ利用することができます。 3 マークの利用料は、無料とします。
第 3、4 （略）	第 3、4 （略）
第 5 利用申請及び許諾 1 マークの利用を希望する運用・管理団体及び認定団体は、様式 1	第 5 利用申請及び許諾 1 マークの利用を希望する運用・管理団体及び認定団体は、様式 1

により利用許諾申請書（以下「申請書」という。）を作成し、<u>海外需要開拓グループ長に電子メール等により申請</u>するものとします。申請書の提出に際して、認定団体は、当該認定団体を認定した運用・管理団体に対し、電子メール等により提出し、運用・管理団体がこれを取りまとめた上で、<u>海外需要開拓グループ長</u>に電子メール等により<u>申請</u>するものとします。 2 <u>海外需要開拓グループ長</u>は、申請内容が本要領に適合すると認められるものについてマークの利用を許諾し、様式2による利用許諾証及び画像データを、運用・管理団体を通じて認定団体に電子メールで送付するものとします。 3 <u>海外需要開拓グループ長</u>は、マークの利用に際し必要に応じて条件を付することができ、またマークの利用者がその条件に違反した場合には、第9の各号に掲げる措置を講ずることができます。	により利用許諾申請書（以下「申請書」という。）を作成するものとします。申請書の提出に際して、認定団体は、当該認定団体を認定した運用・管理団体に対し、電子メール等により提出し、運用・管理団体がこれを取りまとめた上で、<u>農林水産省輸出・国際局輸出企画課長（以下「輸出企画課長」という。）</u>に電子メール等により<u>提出</u>するものとします。 2 <u>輸出企画課長</u>は、申請内容が本要領に適合すると認められるものについてマークの利用を許諾し、様式2による利用許諾証及び画像データを、運用・管理団体を通じて認定団体に電子メールで送付するものとします。 3 <u>輸出企画課長</u>は、マークの利用に際し必要に応じて条件を付することができ、またマークの利用者がその条件に違反した場合には、第9の各号に掲げる措置を講ずることができます。
第6 利用の廃止 <u>1 利用者がマークの利用をやめようとする又はやめたときには、様式3による利用廃止届出書を作成し、海外需要開拓グループ長に電子メール等により届け出るものとします。</u> <u>当該届出書の提出に際して、認定団体は、当該認定団体を認定した運用・管理団体に対し、電子メール等により提出し、運用・管理団体がこれを取りまとめた上で、海外需要開拓グループ長宛てに電子メール等により届け出るものとします。</u> <u>2 利用廃止届出書を海外需要開拓グループ長が受領した日をもって、マークの利用許諾の効力が消滅するものとします。</u> <u>3 マーク利用許諾の効力が消滅した後も、利用者が行った第7、第8の各号に定める事項に違反する利用方法について、当省は第9に定める措置を講ずることができることとします。</u>	第6 利用の廃止 利用者がマークの利用をやめようとする又はやめたときには、様式3による利用廃止届出書を作成し、<u>輸出企画課長宛て</u>に電子メール等により<u>提出するものとします。</u>
第7 利用者の義務 1 利用者は、ガイドライン及び本要領等を遵守するとともに、本要領等の趣旨に反した利用をしないよう細心の注意を払う義務を負うものとします。また、マークの信用又はイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負うものとします。 2 利用者は、第三者がマークの著作権やその他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合には、<u>海外需要開拓グループ長</u>に通報する義務を負うものとします。 3 利用者は、マークの利用に関係する第三者との係争、審判、訴訟	第7 利用者の義務 1 利用者は、ガイドライン及び本要領等を遵守するとともに、本要領等の趣旨に反した利用をしないよう細心の注意を払う義務を負うものとします。また、マークの信用又はイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負うものとします。 2 利用者は、第三者がマークの著作権やその他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合には、<u>輸出企画課長</u>に通報する義務を負うものとします。 3 利用者は、マークの利用に関係する第三者との係争、審判、訴訟

等（以下「係争等」という。）に係る対応については、<u>海外需要開拓グループ長</u>と協議して決定するものとし、係争等に要した費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む。）は、利用者が負担するものとします。 4 利用者は、マークの利用に関係して第三者に損害を与えた場合には、当該損害について全責任を負い、農林水産省に影響を及ぼさないよう処理するものとします。 5 利用者は、<u>海外需要開拓グループ長</u>から要請がある場合は、マークの利用実態について報告するものとします。	等（以下「係争等」という。）に係る対応については、<u>輸出企画課長</u>と協議して決定するものとし、係争等に要した費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む。）は、利用者が負担するものとします。 4 利用者は、マークの利用に関係して第三者に損害を与えた場合には、当該損害について全責任を負い、農林水産省に影響を及ぼさないよう処理するものとします。 5 利用者は、<u>輸出企画課長</u>から要請がある場合は、マークの利用実態について報告するものとします。
第8 （略）	第8 （略）
第9 マークの不適切な利用等に当たっての措置 <u>海外需要開拓グループ長</u>は、本要領を遵守せず不正に<u>ロゴマーク</u>を利用した<u>者に対し</u>、次の必要な措置を講ずることとします。 1 警告 2 <u>ロゴマークの不正利用者が第5で利用許諾を受けた利用者である場合、利用許諾の取消し及び当該利用者名の公表</u> 3 <u>ロゴマークの不正利用者が、第5で利用許諾を受けた利用者以外または第6の規定に基づき利用許諾の効力が消滅した者である場合、当該不正利用者名等</u>の公表 4 法的措置	第9 マークの不適切な利用等に当たっての措置 <u>輸出企画課長</u>は、<u>利用者が</u>本要領を遵守せず不正に利用した<u>ときは</u>、次の必要な措置を講ずることとします。 1 警告 2 利用許諾の取消し 3 <u>団体名</u>の公表 4 法的措置
第10 本要領に基づくマークの利用許諾のお問い合わせ先 〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1 農林水産省輸出・国際局<u>海外需要開拓グループ</u> 電話 03-6744-0481	第10 本要領に基づくマークの利用許諾のお問い合わせ先 〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1 農林水産省輸出・国際局<u>輸出企画課</u> 電話 03-6744-0481
第11 （略）	第11 （略）

(様式1)

令和 年 月 日

海外における日本料理の調理技能の認定のロゴマーク利用許諾申請書

農林水産省輸出・国際局海外需要開拓グループ長 殿

(申請する団体)
所在地(〒)
団体名
代表者役職・氏名

海外における日本料理の調理技能の認定のロゴマーク利用許諾要領(平成 28 年6月 14 日
付け 28 食産第 1298 号)の第5の1に基づき、同要領に同意の上、下記のとおり利用許諾を申請
します。

記

1 利用目的

{

}

2 利用するマークの種類(該当箇所には☑チェックする)

☐ ゴールド ☐ シルバー ☐ ブロンズ

3 マークを利用するもの(該当箇所全てに☑チェックする)

☐ 認定証 ☐ チラシ ☐ パンフレット ☐ ポスター ☐ 広告 ☐ ホームページ
☐ その他()

4 マーク、マークシール等の印刷予定数

(1)印刷アイテム予定数: ()個
(2)総印刷予定数(個)数: () (個)枚
(3)マークの大きさ:タテ()mm×ヨコ()mm、タテ()mm×ヨコ()mm

5 問合せ先

(1)部署名 :
(2)担当者氏名 :
(3)所在地 :
(4)TEL :
(5)E-mail :

※記入上の留意事項

- ・上記様式に記入が困難な場合は「別紙」とし添付する。
- ・マークの利用イメージがわかる資料を添付する。

(様式1)

令和 年 月 日

海外における日本料理の調理技能の認定のロゴマーク利用許諾申請書

農林水産省輸出・国際局輸出企画課長 殿

(申請する団体)
所在地(〒)
団体名
代表者役職・氏名

海外における日本料理の調理技能の認定のロゴマーク利用許諾要領(平成 28 年6月 14 日付
け 28 食産第 1298 号)の第5の1に基づき、同要領に同意の上、下記のとおり利用許諾を申請し
ます。

記

1 利用目的

{

}

2 利用するマークの種類(該当箇所には☑チェックする)

☐ ゴールド ☐ シルバー ☐ ブロンズ

3 マークを利用するもの(該当箇所全てに☑チェックする)

☐ 認定証 ☐ チラシ ☐ パンフレット ☐ ポスター ☐ 広告 ☐ ホームページ
☐ その他()

4 マーク、マークシール等の印刷予定数

(1)印刷アイテム予定数: ()個
(2)総印刷予定数(個)数: () (個)枚
(3)マークの大きさ:タテ()mm×ヨコ()mm、タテ()mm×ヨコ()mm

5 問合せ先

(1)部署名 :
(2)担当者氏名 :
(3)所在地 :
(4)TEL :
(5)E-mail :

※記入上の留意事項

- ・上記様式に記入が困難な場合は「別紙」とし添付する。
- ・マークの利用イメージがわかる資料を添付する。

(様式2)

令和 年 月 日

海外における日本料理の調理技能の認定のロゴマーク利用許諾証

〇〇 団体

〇〇〇〇 殿

農林水産省輸出・国際局海外需要開拓グループ長

令和 年 月 日付けで申請のあった海外における日本料理の調理技能の認定のロゴマークの利用許諾については、海外における日本料理の調理技能の認定のロゴマーク利用許諾要領(平成28年6月14日付け28食産第1298号)の第5の2に基づき、本通知により許諾する。

なお、本ロゴマークの利用にあたっては、同要領を必ず遵守されたい。

(様式2)

令和 年 月 日

海外における日本料理の調理技能の認定のロゴマーク利用許諾証

〇〇 団体

〇〇〇〇 殿

農林水産省輸出・国際局輸出企画課長

令和 年 月 日付けで申請のあった海外における日本料理の調理技能の認定のロゴマークの利用許諾については、海外における日本料理の調理技能の認定のロゴマーク利用許諾要領(平成28年6月14日付け28食産第1298号)の第5の2に基づき、本通知により許諾する。

なお、本ロゴマークの利用にあたっては、同要領を必ず遵守されたい。

(様式3)

令和 年 月 日

海外における日本料理の調理技能の認定のロゴマーク利用廃止届出書

農林水産省輸出・国際局海外需要開拓グループ長 殿

(申請団体)
所在地〒
団体名
代表者役職・氏名
(担当者)
部署 :
氏名 :
電話番号 :
E-mail :

令和 年 月 日付けで利用許諾を受けた海外における日本料理の調理技能の認定のロゴマークの利用について、利用をやめることとしましたので、海外における日本料理の調理技能の認定のロゴマーク利用許諾要領第6に基づき、届け出ます。

あわせて、利用許諾申請書において申請した利用先及び利用方法に関し、現時点で残存している印刷物、電子媒体等については、速やかに削除又は廃棄を行い、今後一切ロゴマークを使用しないことをここに誓約いたします。

(利用廃止理由)

(様式3)

令和 年 月 日

海外における日本料理の調理技能の認定のロゴマーク利用廃止届出書

農林水産省輸出・国際局輸出企画課長 殿

(申請団体)
所在地〒
団体名
代表者役職・氏名
(担当者)
部署 :
氏名 :
電話番号 :
E-mail :

令和 年 月 日付けで利用許諾を受けた海外における日本料理の調理技能の認定のロゴマークの利用について、利用をやめることとしましたので、海外における日本料理の調理技能の認定のロゴマーク利用許諾要領第6に基づき、届け出ます。

(利用廃止理由)

海外における
日本料理の調理技能の認定のロゴマーク
使用に関するマニュアル



農林水産省輸出・国際局
海外需要開拓グループ
(令和 7 年 7 月)

海外における
日本料理の調理技能の認定のロゴマーク
使用に関するマニュアル



農林水産省輸出・国際局
輸出企画課
(令和 6 年 4 月)

以下（略）	以下（略）
-------	-------